

各 位

木津川市健康福祉部社会福祉課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連し
ての障がい児通所支援の利用の取扱いについて

平素は、市社会福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の対応については、令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」等に基づき、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等（以下「学校」という。）において一斉臨時休業が要請されたところです。要請により、学校が臨時休業となる場合において、特別支援学校等に在籍する障がいのある幼児児童生徒（以下「児童」という。）が利用を行う障害児通所支援（児童発達支援及び放課後等デイサービスに限る。）の本市の取扱いにつきましては、下記のとおりとしますのでご留意いただきますよう、お願いいたします。

記

1 障がい児通所支援の利用に係る本市の考え方について

現在、感染の流行を早期に収束させるために極めて重要な時期であり、各地域において感染拡大の防止に努める観点から、この度、学校の臨時休業の要請がされたものです。そのため臨時休業となった学校の児童に対しましては、できるだけ自宅で過ごすよう指導をお願いするものであり、障がい児通所支援につきましても、学校休業期間中の積極的な利用は好ましくないものと考えます。しかしながら、どうしても仕事に行かなくてはならない場合も考えられることから、就労を保障する観点から障がいにより児童が1人で自宅で過ごすことが困難である場合、事由解消までの間に限り、障がい児通所支援を利用して差支えありません。

2 障がい児通所支援の支給日数について

原則として、現在の支給日数での対応をお願いします。ただし就労を保障する観点から支給日数を超えて利用が必要な場合は、学校の臨時休校を実施する月（原則として令和2年3月に限る。）に限り、別紙「就労により支給日数を超えて利用が必要となる理由書（理由書）」を提出し、利用を可とします。なお、支給日数は「各月の日数から8日を控除する日数」を上限とします（理由書の提出は当該月中に児童の保護者又は事業所において取りまとめ、社会福祉課（木津川市役所本庁1階④窓口）へ提出をお願いします。）。臨時休校期間中の就労に係る理由ではなく、児童の療育の必要性により、支給日数変更を希望する児童保護者につきましては、通常通り、障害児支援利用計画案の提出による変更申請をお願いいたします。また主として家族の一時的な休息を目的とする場合につきましては、障害福祉サービスの短期入所、地域生活支援事業の日中一時支援等をご活用いただきますよう重ねてお願いいたします。

担 当	〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9 木津川市健康福祉部社会福祉課障害者福祉係
電 話	(0774) - 75 - 1211
F A X	(0774) - 75 - 2083